

# 保管場所使用権限疎明書面（自認書）＜届出＞の記載要領

## 自認書とは？

自動車の所有者の土地又は建物を保管場所として使用する場合に作成する書類。

届出書提出時

## 記載事項の注意

様式下にある欄外の「備考 1 及び 2」を参照のこと。

当てはまるものに○をつけてください。

様式はホームページに  
掲載していますので、  
ダウンロードしてご  
利用ください。

届出に○

## 保管場所使用権限疎明書面（自認書）

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

松山東 警察署長殿

届出書の警察署長名と同じです

〇〇年〇〇月〇〇日

〒 790-0808

住 所 愛媛県松山市若草町7番地

氏 名 愛媛 太郎

電 話 (089) 934-0110

### 土地・建物の判断基準

①	土地・建物	保管場所である土地・建物の両方が自己所有
②	土地	保管場所である土地が自己所有の場合
③	建物	保管場所である車庫が建物と一体となって築造され、かつ築造された車庫が自己所有の場合
④	①から③に当てはまらない場合	次のような使用権原書が必要です。 ・ 駐車場賃貸契約書の写し ・ 使用承諾書 など

- 備考 1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に、○をつけて下さい。  
2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に、○をつけて下さい。